

亀山市告示第119号

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「養成機関」とは、次に掲げる資格を取得するための養成を行う機関をいう。</p> <p>〔（1）～（11） 略〕</p> <p>（12）雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練給付の指定講座で修業する資格</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「養成機関」とは、<u>次の各号</u>に掲げる資格を取得するための養成を行う機関をいう。</p> <p>〔（1）～（11） 略〕</p> <p>（12）雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練給付の指定講座で修業する資格<u>（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を</u></p>

[ (13) 略]

2 この告示において「母子家庭の母」  
とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法  
(昭和39年法律第129号。以下  
「法」という。)第6条第1項に規定  
する配偶者のない女子であって、現に  
児童(20歳に満たない者をいう。以  
下同じ。)を扶養しているものをいう。

[3及び4 略]

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住  
所を有する母子家庭の母又は父子家庭  
の父であって、養成機関において修業  
を開始した日以後において、次の要件  
を満たす者とする。ただし、父子家庭  
の父については、平成25年4月1日  
以後に修業を開始した者に限り対象者  
とする。

[ (1) 略]

(2) 対象資格を取得するため、養成機  
関において6月以上の教育課程を修  
業し、対象資格の取得が見込まれる  
者等

[ (3) 略]

(給付金の支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に

開始する場合に限る。)

[ (13) 略]

2 この告示において、「母子家庭の母」  
とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法  
(昭和39年法律第129号。以下  
「法」という。)第6条第1項に規定  
する配偶者のない女子であって、現に  
児童(20歳に満たない者をいう。以  
下同じ。)を扶養しているものをいう。

[3及び4 略]

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住  
所を有する母子家庭の母又は父子家庭  
の父であって、養成機関において修業  
を開始した日以後において、次の要件  
を満たす者とする。ただし、父子家庭  
の父については、平成25年4月1日  
以降に修業を開始した者に限り対象者  
とする。

[ (1) 略]

(2) 対象資格を取得するため、養成機  
関において1年(令和3年4月1日  
から令和6年3月31日までに修業  
を開始する場合にあっては、6月)  
以上の教育課程を修業し、対象資格  
の取得が見込まれる者等

[ (3) 略]

(給付金の支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に

掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該職業訓練給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）  
月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（修業の期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）については、月額14万円）

掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該職業訓練給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町の条例で定めるところにより当該市町民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合で修業の期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）につい

<p>[ (2) 略 ]</p> <p>[ 2～5 略 ]</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第12条 市長は、<u>前条第2項</u>の届を受 理したとき、又は支給決定者が偽りそ の他不正の手段により給付金の支給決 定を受けたときは、給付の支給決定の 全部又は一部を取り消すことができ る。</p> <p>[ 2 略 ]</p>	<p>ては、月額14万円)</p> <p>[ (2) 略 ]</p> <p>[ 2～5 略 ]</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第12条 市長は、<u>前条</u>の届を受理した とき、又は支給決定者が偽りその他不 正の手段により給付金の支給決定を受 けたときは、給付の支給決定の全部又 は一部を取り消すことができる。</p> <p>[ 2 略 ]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。